

議案第 85 号 平成 22 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）

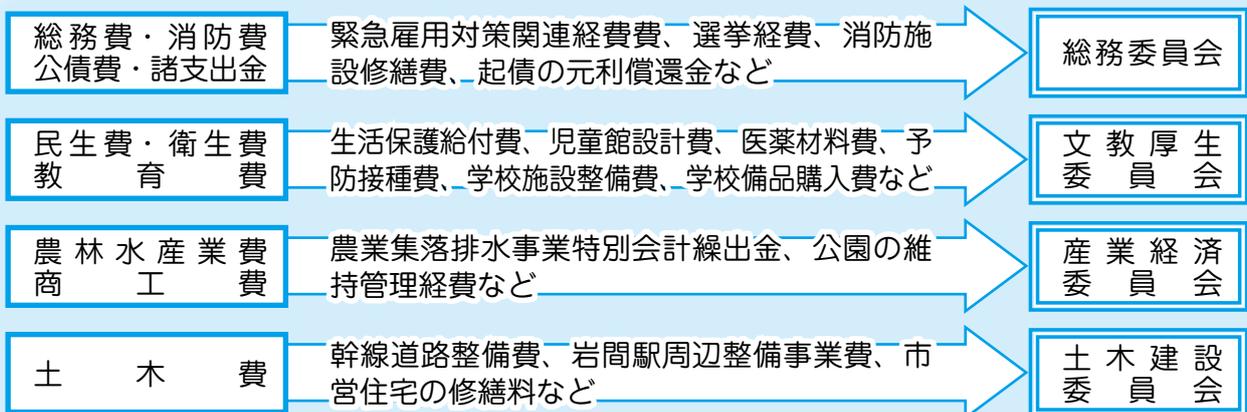
（単位：千円）

今期定例会では、条例や補正予算など 27 件の議案を審議しました。その中から「議案第 85 号平成 22 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）」について審査の経過と結果を紹介します。

款	補正額
総務費	4,555
消防費	2,080
公債費	▲ 98,000
諸支出金	11,080
民生費	99,572
衛生費	9,255
教育費	2,585
農林水産業費	3,869
商工費	641
土木費	▲ 97,337
合計	▲ 61,700



■補正予算の主な内容と付託委員会



..... 常任委員会での審査

文教厚生委員会

■日時

平成 22 年 11 月 9 日（火）午前 10 時から

■審査対象

学務課、給食センター、生涯学習課、公民館、図書館、スポーツ振興課、環境保全課、社会福祉課、子ども福祉課、保険年金課、健康増進課所管の一般会計補正予算について審査を行いました。

■主な質疑

審査の過程では、小中学校通学区審議会の内容、指定文化財管理費補助金減額の経緯、生活費の増加に対する市としての対応、児童クラブの民間委託の問題点などについて議論が交わされました。

■採決

賛成多数により可決しました。

総務委員会

■日時

平成 22 年 11 月 8 日（月）午前 10 時から

■審査対象

秘書課、企画政策課、総務課、笠間支所地域総務課、財政課、管財課、税務課、納税課所管の一般会計補正予算について審査を行いました。

■主な質疑

審査の過程では、北山公園入り口付近の市有地の植栽の伐採について、伐採した枝等の処分方法や予算の積算方法などについて議論が交わされました。

■採決

全員賛成により可決しました。

土木建設委員会

■日 時

平成 22 年 11 月 8 日（月）午前 10 時から

■審査対象

都市建設課、道路整備課、笠間支所道路整備課、岩間支所道路整備課、都市計画課所管の一般会計補正予算について審査を行いました。

■主な質疑

審査の過程では、国道や高速道路整備の期成同盟会等への負担金が減額になる理由、笠間稻荷門前通り整備計画策定委託料の内容などについて議論が交わされました。

■採 決

全員賛成により可決しました。

産業経済委員会

■日 時

平成 22 年 11 月 9 日（火）午前 10 時から

■審査対象

商工観光課、農政課、農村整備課所管の一般会計補正予算について審査を行いました。

■主な質疑

審査の過程では、岩間の夏祭り補助金の来年度の見通し、北山公園の植栽管理、愛宕山の植栽管理、農業集落排水事業特別会計繰出金の使途などについて議論が交わされました。

■採 決

全員賛成により可決しました。

■採決

11 月 15 日の本会議で、各常任委員会から審査結果の報告を受け、議案第 85 号平成 22 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）は、賛成多数により可決されました。

意見書を提出

11 月 15 日、陳情第 22 - 2 号「自主共済制度の保険業法適用除外」実現を求める陳情を採択し、下記の意見書を関係機関に送付しました。

保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書

第 162 通常国会で成立し、平成 18 年 4 月に施行された「保険業法の一部を改正する法律」（以後、保険業法）によって、知的障がい者、商工自営業者、医師・歯科医師などの団体が、その目的の一つとして構成員のため自主的にかつ健全に運営してきた共済制度（以後、自主共済制度）が存続の危機に追い込まれている。

保険業法改正の趣旨は、「共済」の名を利用して、不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした実態が不明確な共済、いわゆる「ニセ共済」を規制することが目的であったが、現実には健全な自主共済まで同列にみなして一律に規制する形となり、結果、制度の廃止や大幅な制度変更を迫られている。

共済は団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられてきており、団体がその構成員の「助け合い」を目的に、自主的に、そして健全に運営されてきた自主共済は「利益」を上げる保険業とは異なる。自主共済を強制的に相互会社や株式会社にならなければ運営できないようにするなど、「儲け」を追及する保険会社と同列に、一律に様々な規制と負担を押し付けるようなことになれば、多数の自主共済が存続不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした改正保険業法の趣旨にも反することになる。

そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とするべきである」（平成 16 年 12 月 14 日・金融分科会第二部会）としていた。また、166 通常国会でも、与野党国会議員から自主共済の継続を保证する必要が主張され、当時の山本金融大臣も「客観的基準についての具体案が示されれば大臣自ら研究する」旨の答弁がなされている。

日本社会に深く根付いた「仲間同士が助け合う」という活動を奨励することがあっても、法律で規制したり、「儲け」を追及する「会社」にしなければ「仲間同士の助け合い」が出来ないようにすることなどあってはならないことである。以上の点から本議会は政府に対し、団体が目的の一つとして構成員のために自主的にかつ健全に運営されている共済制度を、保険業法の適用から除外することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 15 日

笠間市議会議長 市村 博之

（意見書提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融担当）